○農林水産省告示第二千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字脇一二六九の四から一二六九の八まで、一二七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字脇一二六九の八（次の図に示す部分に限る。）、一二七三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市池園町二三八九の一（次の図に示す部分に限る。）、二三八九の三、二三八九の一二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町有里字七反二六三五・二六五〇の一・二六五〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六三四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市下高隈町五六一五の二・五六一八の一六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市上高隈町五六一八の一六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県那珂郡東海村大字白方字白根二の一〇〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字山浦字田代一〇〇四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬字豆漬八五九の六・八六七の六・八六七の九（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県九戸郡九戸村大字山根第一地割字馬場田平一七六の一、八二、一七六の一九七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため